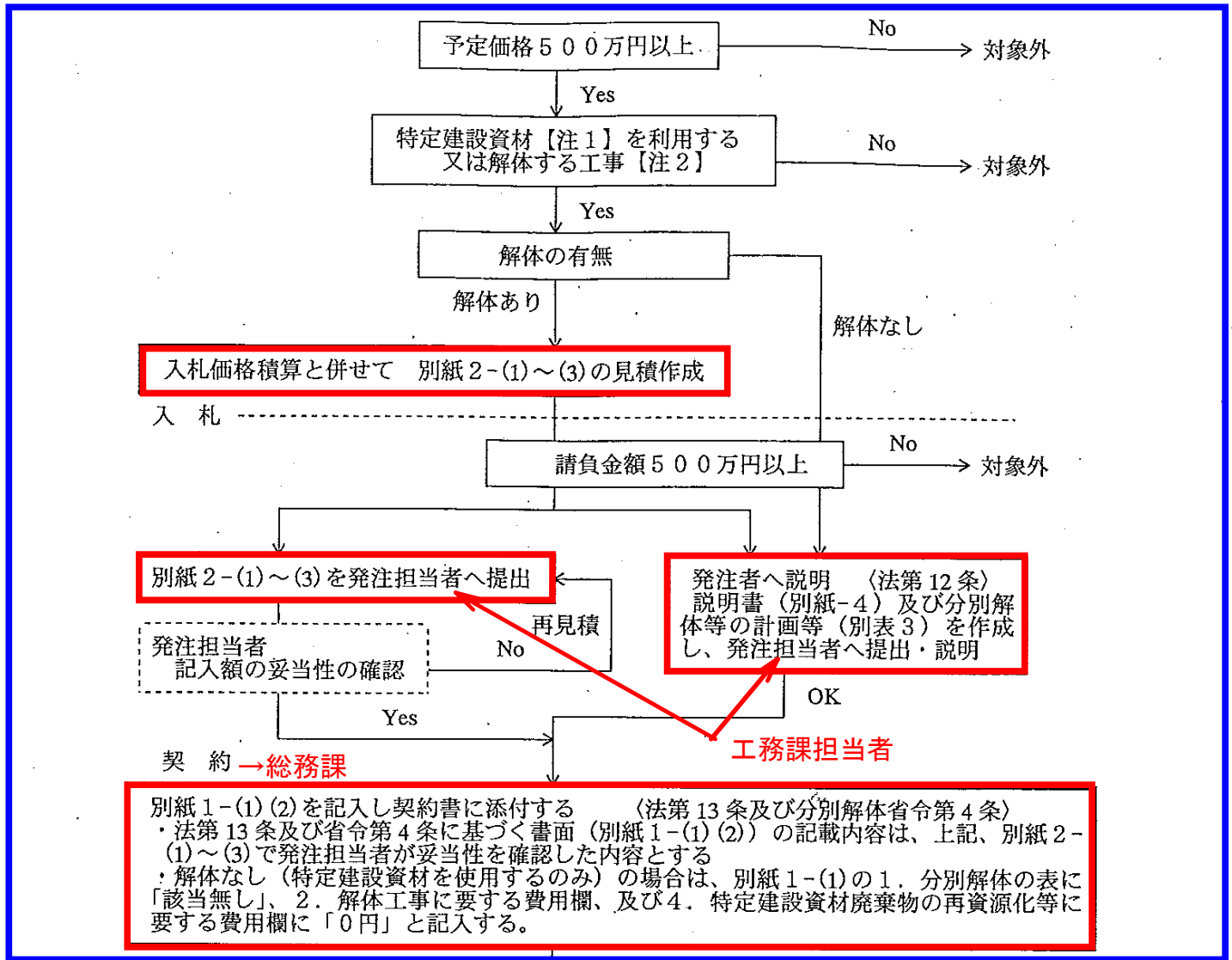
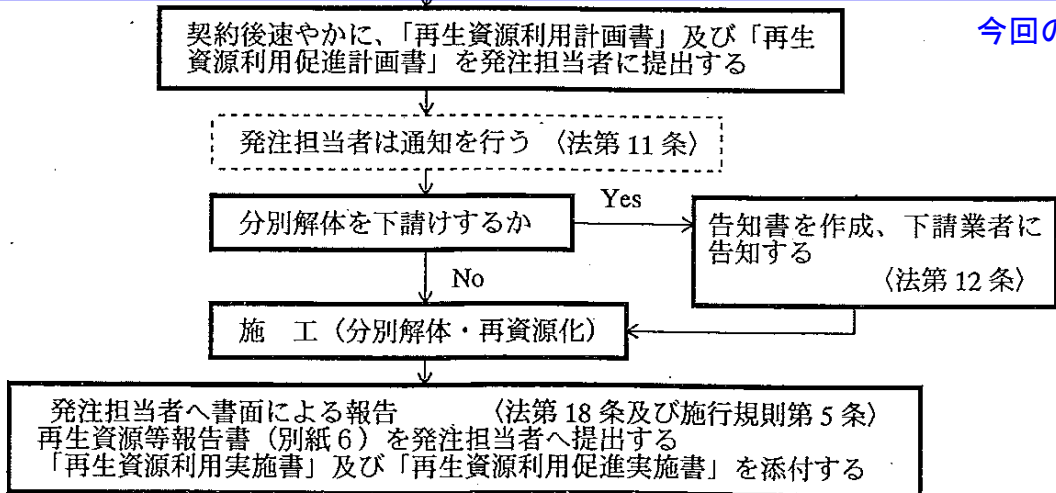


建設リサイクル法に関する業務フロー（請負業者）



別紙1-(1)(2)を記入し契約書に添付する（法第13条及び分別解体省令第4条）  
 ・法第13条及び省令第4条に基づく書面（別紙1-(1)(2)）の記載内容は、上記、別紙2-(1)~(3)で発注担当者が妥当性を確認した内容とする  
 ・解体なし（特定建設資材を使用するのみ）の場合は、別紙1-(1)の1. 分別解体の表に「該当無し」、2. 解体工事に要する費用欄、及び4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用欄に「0円」と記入する。

今回の連載対象

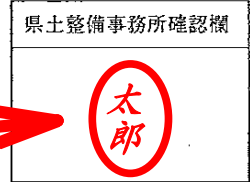


【注1】 特定建設資材とはコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材アスファルト・コンクリート、建設発生木材の4品目。

【注2】 特定建設資材を使用するのみであっても建設リサイクル法の対象となる。

【注3】 上記フローは標準的な流れを示しているため、これに依らない場合などは発注担当者との協議を行うこと。

工務担当者に確認印をもらう



建設リサイクル法に伴う説明書

平成 年 月 日

(発注者)

田川県土整備事務所長 殿

住 所

氏 名(名称)

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 工事の名称

2 工事の場所

3 説明内容 添付資料のとおり

4 添付資料

①別表(別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

通常はここにチェックが入る

②工程の概要を示す資料(特に必要な場合)

工程表

### 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事			
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (例: 道路改良工事)			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・補修工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無 (解体・維持・補修工事のみ)	記載漏れが多いため、忘れずに記載をお願いします。		
工事着手前に実施する措置の内容	その他 ( )			
	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
工事着手の時期 ※	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容及び方法及び方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 左記①～⑥の内容において、 <input type="checkbox"/> 解体工事が発生する場合のみ チェックが必要	
	④本体工事	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )			
解体工事に要する費用	別紙1-(1)、別紙2-(1)の金額と整合		円	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ) ※	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用	別紙1-(1)、別紙2-(1)の金額と整合		円	
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

「建設リサイクル法に伴う説明書（別紙4）」について確認を受ける際には、この書式に見積内訳等を記入して添付して下さい。

なお、本書式に代えて、入札価格積算時に作成した「別紙2-(1)」を添付することもできます。

※見積項目

- ①分別解体の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

項 目	受注者側が見積を行う内容
① 分別解体 の方法	<input type="checkbox"/> 手作業  <input type="checkbox"/> 機械併用の作業  いずれかの方法をチェックする(別紙2-(2)参照)
② 解体工事 に要する 費用	別紙2-(2)・(3)を参考に見積を作成する 対象工事費 <b>※合計費用を記載</b> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物の取壊費用</li> <li>・現場から搬出するための積み込み作業の費用</li> </ul> </div> 全ての建設資材の品目の合計の費用 _____ 円 <div style="text-align: right;">直接工事費(税抜き)</div>
③ 再資源化 等の施設 名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する特定建設資材の品目毎の処理を受け入れる施設の名称</li> <li>・複数でも可</li> </ul>
④ 再資源化 等の費用	別紙2-(2)・(3)を参考に見積を作成する 対象工事費 <b>※合計費用を記載</b> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化に要する費用</li> <li>・廃棄物の運搬費用</li> </ul> </div> 該当する特定建設資材の品目の合計の費用 _____ 円 <div style="text-align: right;">直接工事費(税抜き)</div>
備 考	建設リサイクル法に定める特定建設資材は下記4品目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</li> <li>・アスファルト</li> <li>・木材</li> </ul> この4品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体・再資源化等が義務付けられている。 請負工事契約金額が500万円以上(税込)の工事が対象となる。

別紙2-(2)

1 分別解体の方法（該当する□にチェックする。）

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容 (工事の有無)	分別解体等の方法 (解体工事がある場合チェック)
①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体工事 ⑤本体付属品 ⑥その他	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体工事	本体構造の工事 □有 □無	左記①～⑥の内容において、 解体工事が発生する場合のみ チェックが必要
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	

2 解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する、ない場合は該当なし）  
分別解体に要する費用 □あり □なし

品 目	数 量 (t, m <sup>3</sup> )	単 価 (円/t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 (円)	備 考	
コンクリート	県では取り壊しは通常m <sup>3</sup> で積算 を行っているため、m <sup>3</sup> 換算で算 出して頂くと確認が早いです。		①		
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			②		
アスファルト			③		
木材		注意) ・コンクリートカッターも分別解体費用に含まれる ・構造物取壊しは、解体と積込みが含まれるため、分けて計上			
その他の建設資材			⑤		

積み込みに要する費用 □あり □なし

品 目	数 量 (t, m <sup>3</sup> )	単 価 (円/t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 (円)	備 考
コンクリート	県ではCo、As殻は通常m <sup>3</sup> で積算 を行っているため、m <sup>3</sup> 換算で算 出して頂くと確認が早いです。		⑥	
コンクリート及び鉄 からなる建設資材			⑦	
アスファルト			⑧	
木材			⑨	
その他の建設資材			⑩	

上記の①～⑩額の合計が解体工事に要する費用となる。

上記以外の建設資材を分別解体するように仕様書にありましたら、その資材について分別解体及び積み込みに要する費用の見積を行い、合計額を出してください。

別紙2-(3)

3 再資源化をするための施設の名称及び所在地（複数でも可）

品 目	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート		
コンクリート及び鉄 からなる建設資材		
アスファルト		
木材		

複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
再資源化等に要する費用

品 目	数 量 (t, m <sup>3</sup> )	単 価 (円/t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 (円)	備 考
コンクリート			①	
コンクリート及び鉄 からなる建設資材	県ではCo、As殻は通常m <sup>3</sup> で積算 を行っているため、m <sup>3</sup> 換算で算 出して頂くと確認が早いです。		②	
アスファルト			③	
木材			④	

運搬に要する費用

品 目	数 量 (t, m <sup>3</sup> )	単 価 (円/t, m <sup>3</sup> )	工 事 費 (円)	備 考
コンクリート			⑤	
コンクリート及び鉄 からなる建設資材	県ではCo、As殻は通常m <sup>3</sup> で積算 を行っているため、m <sup>3</sup> 換算で算 出して頂くと確認が早いです。		⑥	
アスファルト			⑦	
木材			⑧	

上記の①～⑧額の合計が再資源化に要する費用となる。  
複数の施設において処理を行う場合は、上記と同様に作成すればよい。

5 その他

この見積は、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、請負工事の契約に際し、発注者と受注業者が説明・協議を行い、分別解体・再資源化について適切に実施を行うことを双方確認するために必要であるため、4項目について書面での確認を行うものである。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条  
及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 左記①～⑥の内容 <input type="checkbox"/> において、解体工 <input type="checkbox"/> 事が発生する場合 <input type="checkbox"/> のみチェックが必 <input type="checkbox"/> 要
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額) 別紙1 - (1)、別紙2 - (1)の金額と整合

(注) 解体工事の場合のみ記載する \_\_\_\_\_ 円

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額) 別紙1 - (1)、別紙2 - (1)の金額と整合

\_\_\_\_\_ 円

